

第202200007856号
令和4年4月4日

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和4年度鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業の実施について

本県の高齢者福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等の入所者等が必要とするサービスを続けられるよう支援することを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」(令和2年5月22日付第202000047670号鳥取県福祉保健部長通知)を創設したところです。

今般、本補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

また、令和4年度実施事業について、申請期限は下記のとおりといたしますので、本補助金の交付を希望される場合は、御確認の上、御提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正概要

本補助金は、感染者対応によって生じたかかり増し経費について事後的に申請を行うものであり、申請時点で補助対象経費の額が確定しているため、交付決定と交付額確定を同時に行うよう改正を行い、申請・報告手続きの簡素化を行う。

2. 申請期限

令和4年6月30日(木)

※令和4年5月以前の対応にかかるもの。同年6月以降対応分に係る申請期限については、改めて御案内いたします。

3. その他

その他、要件の詳細等については、県長寿社会課HPを御確認ください。

県長寿社会課HP：<https://www.pref.tottori.lg.jp/292084.htm>

(担当) 介護保険・施設担当 北村

電話：0857(26)7175

ファクシミリ：0857(26)8168

電子メール：kitamuratom@pref.tottori.lg.jp